なお、本建設工事の契約締結は、令和５年８月以降を予定しており、令和５年度本予算が成立し予算示達がなされることを条件とするものであるほか、本予算が成立した場合であっても、成立時期や内容によっては契約締結を行わない場合があることを条件とする。

⑺　本技術協力業務の規模は２千万円程度（税込み）を想定している。

⑻　本建設工事の規模を示す参考額は、本公示手続により技術提案書提出者から提出される見積書を参考にして設定する。なお、本建設工事の概算工事費は38億円程度（令和元年度単価により算出（税込み））を想定している。

⑼　本公示手続は、説明書の交付、参加資格確認申請書及び確認資料並びに技術提案書の提出及び受領に係る確認について、電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う。ただし、電子入札方式により難い者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

⑽　本建設工事及び本技術協力業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象案件である。なお、電子契約システムにより難い場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑾　本建設工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本建設工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⒀　本建設工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⒁　本建設工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、週休２日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休２日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

⒂　本建設工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年２月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⒃　本建設工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

⒄　本建設工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⒅　総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

①　本建設工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本建設工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。

②　後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合についても、本建設工事において合意した単価等を使用するものとする。

③　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

④　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

２　参加資格

次に掲げる全ての条件を満たしている者、若しくは、次に掲げる全ての条件を満たしている二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては関東農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　関東農政局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち、「土木一式工事」の認定を下記６⑶に示す優先交渉権者の選定結果通知の日までに受けていること。また、単体有資格業者及び共同企業体のうち１社は、関東農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を下記６⑶に示す優先交渉権者の選定結果通知の日までに受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　関東農政局における「土木一式工事」に係る令和３・４年度一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。（上記２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。）なお、共同企業体により参加する場合には、いずれの構成員も「土木一式工事」の認定を下記６⑶に示す優先交渉権者の選定結果通知の日までに受け、代表者は客観点数が1,250点以上、代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上の認定を受けている者であること。

⑸　施工実績

①　平成18年度以降（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体により参加する場合には、いずれの構成員も次に示す同種工事の施工実績を有すること。また、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が次に示す同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

②　同種工事とは、土木工事においては「コンクリート工」、建築工事においては「建築工事」とし、規模は問わないものとする。なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が説明書に示す点数未満のものを除く。